

建設工事業者の皆様へ

姫路市財政局財務部契約課

工事請負契約における暴力団排除に関する誓約書の提出について

平成25年4月1日以降、姫路市へ業者登録をしているすべての業者の方から暴力団排除に関する誓約書を提出していただいておりますが、平成26年1月より契約課が公告又は入札（見積）案内する工事請負契約については、工事請負契約毎に暴力団排除に関する誓約書を提出していただくこととしております。対象者及び提出方法等については次のとおりです。

記

1 概要

工事請負契約締結時に契約の相手方に対して暴力団排除に関する誓約書の提出を義務付けするとともに、当該契約に係る下請業者から暴力団排除に関する誓約書を徴取します。

2 対象者

工事請負契約（予定価格が130万円以下の場合を除く。）の元請業者及びその下請業者

3 誓約書の提出方法等について**(1) 誓約書の提出時期**

提出時期	元請用誓約書	下請用誓約書
契約締結時	原本を提出 ※提出を契約締結の条件とします。	
施工体制台帳提出時 【契約締結後7日以内】		原本を提出 ※施工体制台帳の添付書類として提出を求めます。
下請負人に変更が生じたとき 【変更後直ちに】		原本を提出 ※変更後の施工体制台帳と併せて提出を求めます。

(2) 提出先

元請用誓約書 → 契約締結時に契約書と併せて契約課へ提出

下請用誓約書 → 元請業者を通じて下請人等通知書と併せて工事担当課へ提出

(3) 誓約書様式

誓約書は市指定の様式で提出が必要です。誓約書様式（元請用、下請用）は、契約一式書類の一つとして元請業者に交付するとともに、契約課ホームページ

に掲載します。

＜参考＞ 誓約書様式の掲載場所

姫路市契約課ホームページ(<http://www.city.himeji.lg.jp/s20/2212231.html>)

⇒ 「入札・契約などの各種様式ダウンロード」

⇒ 「契約時、契約後に提出する書類」に掲載

(注意事項)

※ 下請業者が暴力団等と関係があると県警から認定された場合には、速やかに下請契約の解除を行っていただく必要があります。元請・下請間の契約締結の際には、姫路市の契約約款や契約課ホームページに掲載する予定の下請契約用の特約条項を参考に、「契約当事者が暴力団等関係者と判明した場合には、契約解除を行う」旨の規定を設けるなど、所要の対応をお願いします。

(下請契約を解除できないときは、元請契約を解除します。)

※ 誓約書の提出がない場合の対応

ア 契約締結時に元請用誓約書の提出がない場合は、契約を締結しません。

また、落札決定後辞退とみなし、指名停止措置の対象とします。

イ 下請用誓約書の提出がない場合は、状況により指名停止措置及び契約解除の対象とします。

＜問合せ先＞

姫路市財政局財務部契約課工事契約担当 TEL 079-221-2236